

「万国津梁フォーラム開催業務委託」企画提案募集要領

沖縄県では、「万国津梁フォーラム開催業務委託」を実施します。受託を希望される方は、次の要領に従って企画提案書等を提出してください。

1 委託業務名

万国津梁フォーラム開催業務委託

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

沖縄を取り巻く安全保障環境は中国の台頭、米中対立等を要因として厳しさを増しており、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に向けて取り組むことが喫緊の課題である。

沖縄県は、琉球王国時代にアジアの国々との交易を通して、人と文化の架け橋すなわち「万国津梁」を目指してきた歴史や、日本本土と東アジア及び東南アジアの中央に位置する地理的特性等を有しており、沖縄県が主体的に海外自治体等と連携し、国際社会に平和の重要性等に関する情報発信等の取組を行うことが必要である。

また、令和6年3月に「沖縄県地域外交基本方針」を策定しており、沖縄県が「21世紀の万国津梁」となることを目指して、地域外交の取組の考え方や方向性等を示している。

同方針を踏まえ、本事業では、海外有識者等を招へいし、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展のため、地域外交が果たす役割等についてシンポジウム等を開催し、沖縄がアジア太平洋地域の平和的な外交・対話の場となることを目的に実施する。

4 業務の概要

別添「企画提案仕様書」のとおり。

5 提案上限額

11,882,000 円以内

ただし、この金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。

（参考）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（本号において、以下「法律」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当するものでないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (3) 本委託業務を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有し、正・副計 2 名以上の担当者を配置できるものであること。
 - (4) 契約の主たる部分（*1）を受託者が自ら履行可能であること。
 - (5) 応募は共同企業体でも可とし、その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)～(3)の要件を満たす者であること。
- （*1）契約の主たる部分とは、委託業務の契約金額の 1/2 を超える業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務及び委託先を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務を言うものとする。

7 応募の手続き

- (1) 応募にかかる質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合は、質問票【様式 10】を記入し、電子メールにより提出すること。

ア 受付期限 令和 7 年 5 月 14 日（水）正午（厳守）

イ 提出先 沖縄県知事公室平和・地域外交推進課 担当 松岡

ウ 電子メールアドレス aa071706@pref.okinawa.lg.jp

※質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 16 日（金）17 時までに沖縄県平和・地域外交推進課ホームページに掲載する

(2) 企画提案書等の提出

企画提案書等は、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

ア 提出期限 令和7年5月27日（火）正午（必着）

イ 提出先 沖縄県知事公室平和・地域外交推進課 担当 松岡

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁1階

電話番号 098-894-2226 FAX 番号 098-869-7018

ウ 提出部数 ○応募申請書等（様式1～9）10部（正本1部、副本（複写）9部）＊様式1～9の書類は、原則としてA4版縦置き・横書き、長辺左2穴あけとし、左上クリップ留めで提出すること。

○添付資料（(10)、(11)）1部

8 提出書類等

- (1) 企画提案応募申請書 …………… 【様式1】
- (2) 企画提案書 …………… 【様式2】
- (3) 会社概要表（組織図、業務内容、資格等） …………… 【様式3】
- (4) 積算書 …………… 【様式4】

積算の費目については、以下の内容で提出すること。

①人件費等

②旅費

③需用費（消耗品費、印刷製本費等）

④役務費（通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料等）

⑤使用料及び賃借料（会場借料等）

⑥外注費（請負契約等）

⑦管理費、消費税

（注1）各積算費目の単価と内訳を記載すること。

（注2）この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

- (5) スケジュール表 …………… 【様式5】
- (6) 執行体制 …………… 【様式6】
- (7) 実績書 …………… 【様式7】
- (8) 誓約書 …………… 【様式8】
- (9) 共同企業体構成書（共同企業体の場合） …………… 【様式9】
※企業共同体協定書の写しも添付すること。
- (10) 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
（企業共同体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること。）

- (11) 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。(企業共同体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること。)

※提出された提案書等は返却しない。

9 受託事業者の決定

(1) 第一次審査

応募のあった者について、上記6に定める応募資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか書類審査を行う。応募が4者以上の場合には、企画提案書類による審査を併せて行う。審査結果は、選定された者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション)の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを電話または電子メールもしくは文書により通知する。

結果通知日：令和7年5月29日(木)までに通知予定

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)

選定委員会において、応募者自ら提出資料に基づき企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会においてその内容を審査し、委託候補事業者の順位を決定する。

プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ 審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

ウ プレゼンテーションは、令和7年6月3日(火)を予定している。

※プレゼンテーションを行う時間帯等については、後日連絡する。

(3) 評価基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア 適合性(事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること)

イ 実効性(確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制を有していること)

ウ 具体性(提案された内容が具体的かつ効果的であること)

エ 妥当性(事業を遂行するに当たり、妥当な精算であること)

オ 総合評価

(4) 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

(5) 選定結果

選定結果については、選定審査会で第1位の候補者を決定した後に通知する。

10 スケジュール（予定）

(1)質問受付期間	公告の日～令和7年5月14日
(2)企画提案書提出期限	令和7年5月27日(火)正午まで(必着)
(3)一次審査結果通知日	令和7年5月29日(木)
(4)最終審査(プレゼンテーション)	令和7年6月3日(火)
(5)優先交渉権者決定通知	令和7年6月上旬

11 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成に要する経費、審査に参加する経費等、企画提案に要する経費はすべて応募者の負担とする。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書、審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 委託予定事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。このため、委託先の企画提案書等を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により実施内容を決定することになる。よって、提案内容を全て実施することを保証するものではない。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- ウ 本要綱に違反すると認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

12 問い合わせ先

沖縄県知事公室平和・地域外交推進課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

担当：松岡、下地

電話：098-894-2226